

令和8年度東部教育事務所管内学校（園）訪問指導実施要領

1 基本方針

指導主事学校（園）訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条の規定に基づき、各市町教育委員会の要請を受けて、県教育委員会及び東部教育事務所の基本方針にしたがい、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校（園）教育に関する専門的事項について指導助言を行い、各市町教育委員会と当該学校（園）の主体性と創意ある運営の充実に資するものである。

2 実施方法

指導主事学校（園）訪問においては、各市町教育委員会の要請を踏まえ、各学校（園）において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業（保育）づくりを通じ、教員の指導力の向上や校（園）内研修の充実等を図る。

(1) 訪問形態

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各教育委員会や各学校（園）の要請に応えるとともに、教員個々の授業研究の機会を確保し、継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるよう、以下の5つの形態を基本とする。

- ① 「一般訪問」
 - A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問
 - B 学校（園）が希望する授業数での訪問
- ② 「伴走支援型訪問」（小・中学校のみ）
 - C 単元構想支援・・・「単元構想検討」「事前指導案検討・先行授業」「本時・事後検討会」等、期間内で複数回の訪問
 - D 年間継続支援・・・重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問
- ③ 「指定校（園）訪問」
 - E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問

(2) 訪問形態の内容等

訪問形態	回数・日程	ねらい・内容（例）・留意点等
一般訪問	A 協働による授業（保育）づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問	
	<p style="text-align: center;">年1回</p> <p style="text-align: center;">半日</p> <p>〔活用例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 上学年、下学年、特支のグループを編成し、それぞれ1コマずつ実施。 ◆ 4グループを編成し、4コマの授業を実施。 	<p>【ねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 <p>【内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 4校時通覧授業・校内研究打合せ《諸表簿に関する質問・確認》 ② 学校（園）経営概要説明 ③ 授業（保育）参観 ④ 授業（保育）検討会 ⑤ 全体会〔内容等については、各学校の実態等を踏まえて決定する〕 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 教科数、授業数に応じ、東部教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。 ※ 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とするが、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。

訪問形態	回数・日程	ねらい・内容（例）・留意点等
一般訪問	<p>☐ 学校（園）が希望する授業数での訪問</p> <p>☐ 年1回 半日から1日程度</p> <p>Bを選択できるのは、3年程度に1回</p> <p>【活用例】 ◆校内研究の理論を他教科に展開して実施。</p>	<p>【ねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 校内研究の最終年次等、協働による授業づくりの実践の充実を図る。 <p>【内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校（園）経営概要説明 ② 授業（保育）参観Ⅰ〔3校時等、学校（園）が希望する授業数による〕 ③ 授業（保育）参観Ⅱ〔4校時等、学校（園）が希望する授業数による〕 ④ 授業（保育）参観Ⅲ〔5校時等、学校（園）が希望する授業数による〕 ⑤ 授業（保育）検討会 ⑥ 全体会〔内容等については、各学校の実態等を踏まえて決定する〕 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 教科数、授業数に応じ、東部教育事務所指導主事、学力向上指導員に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。 ※ 幼稚園は午前の訪問、小学校と中学校は午後の訪問を基本とするが、各学校及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。
	伴走支援型訪問 (小・中学校のみ)	<p>☐ 単元構想支援…「単元構想検討」「指導案検討・先行授業」「本時・事後検討会」等、期間内で複数回の訪問</p> <p>☐ 年3回程度 内容に応じた時間帯での訪問</p> <p>【活用例】 ◆1回目；7月実施 ◆2回目；8月実施 ◆3回目；11月実施</p>

訪問形態	回数・日程	ねらい・内容（例）・留意点等
伴走支援型訪問 (小・中学校のみ)	D 年間継続支援…重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問 年3回程度 内容に応じた時間帯での訪問 【活用例】 重点教科での研究推進支援など ◆1回目；5月に事前打合せ ◆2回目；7月に下学年で授業実践 ◆3回目；10月に上学年で授業実践	【ねらい】 ○ 協働による授業づくりを通じた教員の指導力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 重点教科や対象学年等の、年間を通じた指導の充実について支援する。 【内容（1回目例：年度初め）】 ① 重点教科や対象学年等に関する打合せ（管理職対応） ② 5校時通覧授業 ③ 年間継続支援の方針について確認（管理職対応） 【内容（2回目例）】 ① 重点教科や対象学年等に関する打合せ（管理職対応） ② 授業参観Ⅰ ③ 授業検討会Ⅰ ④ 全体会〔分科会の報告、次回訪問への確認（アンケートへの回答等も含む）〕 【内容（3回目例）】 ① 重点教科や対象学年等に関する打合せ（管理職対応） ② 学校経営概要説明 ③ 授業参観Ⅱ ④ 授業検討会Ⅱ ⑤ 全体会〔内容等については、各学校の実態等を踏まえて決定する。〕 【留意点】 ※ 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数。 ※ 授業数、教科数に応じ、東部教育事務所指導主事に加え、市町教育委員会指導主事にも対応を要請する。 ※ 重点教科や対象学年の実態把握のため、1回目訪問において通覧授業を実施する。 ※ 各訪問における分科会は最大で3分科会までとする。
	指定校（園）訪問	E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問 年数回 半日 ◆事業の内容に応じて調整

3 学校（園）訪問指導実施に当たっての留意事項

(1) 協働による授業（保育）づくりと校（園）内研修の推進について

- 協働による授業（保育）づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な幼児児童生徒の考え方や反応等を予想しながら共に授業（保育）を構想し、指導案等の作成を行う。さらに、研究授業では、役割分担による幼児児童生徒の学びについての見取りを基に検討を行い、教員の指導力向上につながるよう、協働による授業（保育）づくりの推進を図る。
- 協働で授業（保育）をつくる校（園）内体制の更なる充実を目指し、あらかじめ編成されたチーム体制を生かした事前・事後検討会等の計画的・継続的な実践を通して、校（園）内研修の活性化と校（園）内文化の醸成を図る。
- 協働による授業（保育）づくりにおいては、校（園）内研究主題・副題に関する授業（保育）を一つ以上実践することが望ましい。
- 幼稚園・こども園の「A訪問」及び小・中学校の「A・C訪問」では、訪問時に20分間程度、研究主任・教頭等と校内研究担当指導主事との打合せの場を設定する。なお、時間設定については、4校時授業参観を要請する場合はその時間帯で、4校時授業参観を要請しない場合には、学校到着後に設定する。（資料等の準備は不要）また、全体会での指導助言は行わない。

<p>【例】 ※【様式5】「校内研究打合せにおける協議事項」に話題にしたいことを記載すること</p> <ol style="list-style-type: none">1 挨拶2 校内研究についての成果・課題（5分）3 指導助言（15分）
--

- 「指定校（園）訪問（E訪問）」については、4月当初より担当指導主事と連絡を取り、研究主題の設定をはじめ研究実践、研究結果のまとめ等について、年間を通して調整を図る。

(2) 初任者研修及び5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修対象教員の授業について

- 小・中学校の初任者研修（1年目及び2年目）対象者、並びに5年経験者研修及び中堅教諭等資質向上研修対象者における校内公開（研究）授業に係る実践については、学校訪問指導での授業に充てないよう留意する。ただし、一般訪問Bを実施する学校では、特例がある。詳細については、各研修実施計画を参照すること。

(3) 特別支援教育の充実について

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の学びを創造する力量の向上が求められていることを踏まえ、特別支援学級及び通級指導学級の授業を積極的に実践することが望ましい。

(4) 諸表簿指導について

- 諸表簿指導助言は学校教育法施行規則第28条によるものとし、各教育委員会が指導を要請する表簿等を対象とする。なお、指導内容については作成上の質問等とする。なお、諸表簿指導の質問等は校内研究打合せの同時時間帯で設定する。その場合の教頭の対応については、事前打合せの際に調整する。
- 各学校（園）においては、59ページからの「諸表簿記載に当たって」を参照すること。その上で、記入上不明な点等があれば、学校（園）訪問指導計画【様式5】に記入し、指導助言を受けるようにする。

(5) 4校時授業参観について

- 小・中学校の「一般訪問」、「伴走支援型訪問」においては、各教育委員会の要請に基づき、4校時授業参観を実施することができる。

(6) 全体会について

- 幼稚園・こども園訪問の一般訪問[A]においては、保育検討会を含めて設定する。
- 小・中学校においては、各教育委員会（学校）と教育事務所で内容等について協議し決定する。

4 各訪問における日程の目安（例）

A 【一般訪問】協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問

幼稚園・こども園	小・中学校	
	【4校時授業参観を実施しない場合】	
	<小学校>	<中学校>
◆指導主事到着 8:50	◆指導主事到着 12:25	12:20
◆園経営説明（15分） 8:55～ 9:10	◆校内研究打合せ（20分） 12:35～12:55	12:30～12:50
◆園内研究打合せ（20分） 9:15～ 9:35 《諸表簿に関する質問・確認》	《諸表簿に関する質問・確認》	
◆保育参観（50分） 9:35～10:25	◆学校経営説明（15分） 13:00～13:15	12:55～13:10
◆指導主事打合せ（15分） 10:35～10:50	◆授業参観（45・50分） 13:20～14:05	13:15～14:05
◆全体会（60分） 11:00～12:00	◆指導主事打合せ（15分） 14:10～14:25	14:10～14:25
	※児童生徒の下校時間	
	◆授業検討会及び全体会 14:30～（16:20）	
	【4校時授業参観を実施する場合】	
	<小学校>	<中学校>
	◆指導主事到着 11:20	11:10
	◆4校時授業参観（45・50分） 11:30～12:15	11:20～12:10
	◆校内研究打合せ（20分） 11:30～11:50	11:20～11:40
	《諸表簿に関する質問・確認》	
	◆昼食・休憩 12:15～13:00	12:10～12:55
	◆学校経営説明（15分） 13:00～13:15	12:55～13:10
	◆授業参観（45・50分） 13:20～14:05	13:15～14:05
	◆指導主事打合せ（15分） 14:10～14:25	14:10～14:25
	※児童生徒の下校時間	
	◆授業検討会及び全体会 14:30～（16:20）	

- 1 開会
- 2 園長挨拶
- 3 保育検討会
 - (1) 保育者自評 (5分)
 - (2) 協議 (20分)
 - (3) 指導助言 (15分)
- 4 全体講評 (10分)
- 5 教育委員会挨拶
- 6 閉会

A 訪問においては、全体会の中で保育検討会を行う。その際には、最初に「保育のねらいの達成状況」について話し合うよう努める。

※ 各学校の実情及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。

◆授業検討会（移動・休憩）
◆全体会

授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。

◆授業検討会（移動・休憩）
◆全体会

授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。

全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。

B 【一般訪問】学校（園）が希望する授業数での訪問

幼稚園・こども園	小・中学校
<p style="text-align: center;">【保育数6コマの例】</p> <p>◆指導主事到着 8:55</p> <p>◆園経営説明（15分） 9:10～ 9:25 《諸表簿に関する質問・確認》</p> <p>◆保育参観（50分） 9:35～10:25 ※ 2コマを1人の指導主事が担当し、交互に参観する。</p> <p>◆指導主事打合せ（15分） 10:35～10:50</p> <p>◆保育検討会（30分） 11:00～11:30</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 2コマずつ3つの分科会に分かれて実施。</p> <p>(1) 保育者自評 (5分)</p> <p>(2) 協議 (15分)</p> <p>(3) 指導助言 (10分)</p> </div> <p>◆全体会（20分） 11:40～12:00</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 園長挨拶</p> <p>(3) 全体講評 (10分)</p> <p>(4) 教育委員会挨拶</p> <p>(5) 閉会</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 各学校の実情及び各教育委員会の要請に基づき、柔軟に対応できるものとする。</p> </div>	<p style="text-align: center;">【授業数15コマの例】</p> <p style="text-align: center;"><小学校> <中学校></p> <p>◆指導主事到着 10:20 10:05 《諸表簿に関する質問・確認》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆授業参観Ⅰ（5コマ） （3校時授業参観：45・50分） 10:35～11:20 10:20～11:10</p> <p>◆授業参観Ⅱ（5コマ） （4校時授業参観：45・50分） 11:30～12:15 11:20～12:10</p> </div> <p>◆昼食・休憩 12:15～13:00 12:10～12:55</p> <p>◆学校経営説明（15分） 13:00～13:15 12:55～13:10</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆授業参観Ⅲ（5コマ） （5校時授業参観：45・50分） 13:20～14:05 13:15～14:05</p> </div> <p>◆指導主事打合せ（15分） 14:10～14:25 14:10～14:25 ※児童生徒の下校時間</p> <p>◆授業検討会及び全体会 14:30～(16:20) ※ 授業検討会は、3コマずつ5つの分科会に分かれて実施。 ※ 授業者と対話しながらの指導助言や、参観者数名とともに協議を行うなどの対応を、柔軟に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆授業検討会 （移動・休憩）</p> <p>◆全体会</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。</p> </div>

C 【伴走支援型訪問】 単元構想支援…「単元構想検討」「指導案検討・先行授業」「本時・事後検討会」等、期間内で複数回の訪問

小・中学校（協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数）		
<p>【第1回目訪問／7月実施（授業数3コマの例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指導主事到着（5校時以降の時間帯で実施） ◆単元構想及び学習指導案〔素案〕の検討（3分科会に分かれて実施） ※ 担当指導主事も「協働による授業づくり」の一員として参加する。 ◆次回までの作業・訪問内容の確認（アンケートへの回答等も含む） 	<p><小学校></p> <p>14:15 14:30～16:10 16:10～16:20</p>	<p><中学校></p> <p>14:15 14:30～16:10 16:10～16:20</p>
<p>【第2回目訪問／8月実施（授業数3コマの例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指導主事到着（5校時以降の時間帯で実施） ◆学習指導案〔改訂版〕の事前検討（第1回目と同じ3分科会で実施） ※ 担当指導主事も「協働による授業づくり」の一員として参加する。 ※ 先行授業・模擬授業の実施も可能とする。 ◆次回までの作業・訪問内容の確認（アンケートへの回答等も含む） 	<p><小学校></p> <p>14:15 14:30～16:10 16:10～16:20</p>	<p><中学校></p> <p>14:15 14:30～16:10 16:10～16:20</p>
<p>【第3回目訪問／11月実施（5校時：授業数3コマの例）】</p> <p>《4校時授業参観を実施しない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指導主事到着 ◆校内研究打合せ（20分）《諸表簿に関する質問・確認》 ◆学校経営説明（15分） ◆授業参観（45・50分） ◆指導主事打合せ（15分） ※ 児童生徒の下校時間 ◆授業検討会（前回までと同じ3分科会に分かれて実施）及び全体会 	<p><小学校></p> <p>12:20 12:30～12:50 13:00～13:15 13:20～14:05 14:10～14:25 14:30～ (16:20)</p>	<p><中学校></p> <p>12:20 12:30～12:50 12:55～13:10 13:15～14:05 14:10～14:25 14:30～ (16:20)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆授業検討会 （移動・休憩） ◆全体会 	<p>授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。</p>	<p>全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。</p>
<p>【第3回目訪問／11月実施（5校時：授業数3コマの例）】</p> <p>《4校時授業参観を実施する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆指導主事到着 	<p><小学校></p> <p>11:20 11:30～12:15 11:30～11:50 12:15～13:00 13:00～13:15 13:20～14:05 14:10～14:25 14:30～ (16:20)</p>	<p><中学校></p> <p>11:10 11:20～12:10 11:20～11:40 12:10～12:55 13:00～13:15 13:15～14:05 14:10～14:25 14:30～ (16:20)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆4校時授業参観（45・50分） ◆校内研究打合せ（20分）《諸表簿に関する質問・確認》 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆昼食・休憩 ◆学校経営説明（15分） ◆授業参観（45・50分） ◆指導主事打合せ（15分） ※ 児童生徒の下校時間 ◆授業検討会（前回までと同じ3分科会に分かれて実施）及び全体会 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆授業検討会 （移動・休憩） ◆全体会 	<p>授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。</p>	<p>全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。</p>

D 【伴走支援型訪問】年間継続支援…重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問

小・中学校（協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数）			
【第1回目訪問／5月実施（校長・教頭・副参事との事前相談会等）】 ◆指導主事到着（4校時以降の時間帯で実施） ◆重点教科や対象学年等に関する打合せ（管理職対応）（20分） ◆5校時授業参観（実態把握） ◆年間継続支援の方針の確認（管理職対応）（30分） ※授業参観Ⅰ・Ⅱの実践例		<小学校> 13:00 13:05～13:25 13:30～14:15 14:25～14:55	<中学校> 13:00 13:05～13:25 13:30～14:20 14:30～15:00
	2回目訪問（授業Ⅰ）	3回目訪問（授業Ⅱ）	ねらい
例1	算数（1・3・5学年）	算数（1・3・5学年）	重点教科の向上
例2	学活・道徳（各1コマ）	学活・道徳（各1コマ）	学校課題の解決
例3	3学年の国語（2コマ）	3学年の算数（2コマ）	対象学年の課題解決
【第2回目訪問／7月実施（5校時：授業数3コマの例）】 ◆指導主事到着 ◆重点教科や対象学年に関する打合せ（管理職対応） ◆授業参観Ⅰ（45・50分） ◆指導主事打合せ（15分） ※ 児童生徒の下校時間 ◆授業検討会Ⅰ（3分科会に分かれて実施）及び全体会 ◆授業検討会Ⅰ（移動・休憩） ◆全体会 * 各分科会での協議内容の報告 * 3回目訪問に向けた授業づくりの重点と作業内容の確認（アンケートへの回答を含む）		<小学校> 13:00 13:05～13:20 13:30～14:15 14:20～14:35 14:40～ (16:30)	<中学校> 13:00 13:05～13:20 13:30～14:20 14:25～14:40 14:45～ (16:35)
【第3回目訪問／10月実施（5校時：授業数3コマの例）】 《4校時授業参観を実施しない場合》 ◆指導主事到着 ◆重点教科や対象学年に関する打合せ（管理職対応） ◆学校経営説明（15分） ◆授業参観（45・50分） ◆指導主事打合せ（15分） ※ 児童生徒の下校時間 ◆授業検討会Ⅱ（3分科会に分かれて実施）及び全体会 ◆授業検討会Ⅱ（移動・休憩） ◆全体会		<小学校> 12:45 12:50～13:05 13:05～13:20 13:30～14:15 14:20～14:35 14:40～ (16:30)	<中学校> 12:45 12:50～13:05 13:05～13:20 13:30～14:20 14:25～14:40 14:45～ (16:35)
授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。		全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。	
【第3回目訪問／10月実施（5校時：授業数3コマの例）】 《4校時授業参観を実施する場合》 ◆指導主事到着（15分） ◆重点教科対象学年に関する打合せ（管理職対応） ◆4校時授業参観（45・50分） 《諸表簿に関する質問・確認》 ◆昼食・休憩 ◆学校経営説明（15分） ◆授業参観（45・50分） ◆指導主事打合せ（15分） ※ 児童生徒の下校時間 ◆授業検討会Ⅱ（3分科会に分かれて実施）及び全体会 ◆授業検討会Ⅱ（移動・休憩） ◆全体会		<小学校> 11:00 11:10～11:25 11:30～12:15 12:15～13:00 13:00～13:15 13:30～14:15 14:20～14:35 14:40～ (16:30)	<中学校> 11:00 11:10～11:25 11:30～12:20 12:20～13:00 13:00～13:15 13:30～14:20 14:25～14:40 14:45～ (16:35)
授業検討会及び全体会実施の場合の総時間は、途中移動・休憩を含めて最大110分とする。		全体会の内容については、学校の実情等を踏まえ、各教育委員会の要請を受け決定する。	

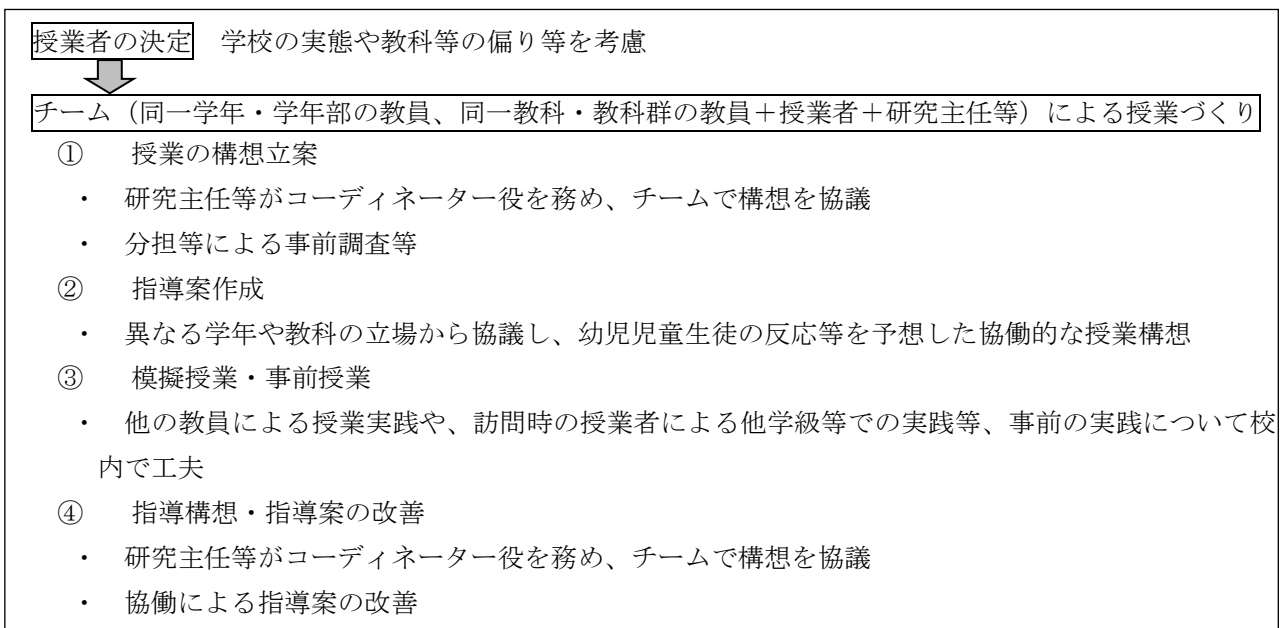
E 【指定校（園）訪問】県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問

幼稚園・こども園	小・中学校
<p style="text-align: center;">【自主公開を実施する場合】</p> <p>◆受付 8:50～ 9:20</p> <p>◆公開保育Ⅰ（50分） 9:20～10:10</p> <p>◆公開保育Ⅱ（50分） 10:25～11:15 ※ 3・4・5歳児での公開保育。</p> <p>◆保育検討会（30分） 11:25～11:55</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 3つの分科会に分かれて実施。</p> <p>(1) 保育者自評 (5分)</p> <p>(2) 協議 (15分)</p> <p>(3) 指導助言 (10分)</p> </div> <p>◆全体会（25分） 12:05～12:30</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 園長挨拶</p> <p>(3) 指導助言 (15分)</p> <p>(4) 教育委員会挨拶</p> <p>(5) 閉会</p> </div>	<p style="text-align: center;">【5校時に授業参観を実施する場合】</p> <p style="text-align: center;"><小学校> <中学校></p> <p>◆指導主事到着 13:05 13:00</p> <p>◆授業参観（45・50分） 13:20～14:05 13:15～14:05 ※ 2・4・6学年の算数科の授業3コマを実施。</p> <p>◆指導主事打合せ（15分） 14:10～14:25 14:10～14:25 ※児童生徒の下校時間</p> <p>◆全体検討会 14:30～15:40 14:30～15:40</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 訪問職員の紹介・挨拶</p> <p>(3) 校長挨拶</p> <p>(4) 事業の推進状況の説明 (5分)</p> <p>(5) 参観授業についての協議 (40分)</p> <p>(6) 指導助言 (15分)</p> <p>(7) 閉会</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>事業の内容に応じた教科、授業（保育）数とし、回数、形態、内容等については、各教育委員会の要請を受け、決定する。</p> </div>	

5 学校訪問（小・中学校）指導での授業検討会及び全体会について

(1) 学校訪問指導における協働による授業づくりのモデル

～協働で授業をつくる校内体制の更なる充実（校内研修の活性化・校内文化の醸成）のために～



(2) 授業検討会について

【例】

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 協働による授業づくりの経過
- 4 自評
- 5 協議
- 6 指導助言 (15分)
- 7 閉会

【進行：学校担当者】

- 各学校の実情及び各教育委員会の要請に基づき、時間設定や協議内容について決定する。
- 「3 協働による授業づくりの経過」においては、協働による授業づくりの経過や授業実践までの課題等を簡単に説明する。
- 「5 協議」においては、はじめに授業のねらい及び評価規準を受け、授業者のどのような見取りからねらいが達成できたかどうかを検証し、その後、校内研究の仮説検証等の協議を行う。主な検討事項については、【様式5】に記入し、提出する。

(3) 小・中学校における全体会について

- 「一般訪問」「伴走支援型訪問」では全体会を設定することができる。ただし、実施内容、実施方法、実施時間については、各学校の実情及び各教育委員会の要請に基づき、決定する。
- 進行は、学校担当者が行い、学校職員・指導主事等の紹介等は座席表等で代替する。

6 実施までの準備・調整内容等

(1) 各教育委員会からの訪問要請等

- 各教育委員会は、1月中旬までに、東部教育事務所に「学校（園）訪問指導申請書」【様式1】により学校（園）訪問指導の要請を行う。
- 各学校（園）は、1月下旬までに、「学校（園）訪問指導希望月等調査票」【様式3】を当該教育委員会教育長及び東部教育事務所に提出する。

(2) 訪問期日の決定

東部教育事務所で学校（園）訪問日を調整し、2月中旬までに各教育委員会及び各学校（園）に通知する。

※（1）（2）：次年度（令和9年度）の訪問指導について＜詳細は参考資料③参照＞

(3) 派遣依頼

各教育委員会は、4月中旬までに東部教育事務所に「学校（園）訪問指導派遣依頼書」【様式2】により指導主事の派遣依頼を行う。

(4) 学校（園）訪問指導授業（保育）数及び教科等の報告

- 各学校（園）は、「学校（園）訪問指導授業数及び教科等について」【様式4 **A**～**E**】（訪問形態別）を使い、4月23日（木）までに東部教育事務所指導班へ報告する。
- 報告は、小・中学校は「Google Classroom」、幼稚園・こども園は東部教育事務所指導班宛、電子メール（et-kyozs@pref.miyagi.lg.jp）にて行う（添書不要）。
※「Google Classroom」の使用方法については、別途通知する。

(5) 打合せ ※（5）～（7）の流れについては【参考資料】も参照のこと。

- 各学校（園）は、「学校（園）訪問指導計画案」【様式5 **A**～**E**】（訪問形態別）を作成し、教育委員会から事前に指導を受けた上で、訪問月ごとに決められた下記期日までに、小・中学校は「Google

Classroom]、幼稚園・こども園は東部教育事務所指導班宛電子メール（et-kyozs@pref.miyagi.lg.jp）で東部教育事務所の担当指導主事に提出する。

- 東部教育事務所の担当指導主事が、決められた期日までに各学校（園）と電話により打合せを行う。

【「学校（園）訪問指導計画案【様式5】の提出及び打合せ期限について】

対象校（園）	学校（園）訪問指導計画案【様式5】提出期限	東部教育事務所担当指導主事が電話により打合せを行う期限
5月の訪問校（園）	4月10日（金）	4月21日（火）
6月の訪問校（園）	4月22日（水）	5月8日（金）
7月の訪問校（園）	5月26日（火）	6月9日（火）
8月の訪問校（園）	6月26日（金）	7月9日（木）
9月の訪問校（園）		
10月の訪問校（園）	8月26日（水）	9月9日（水）
11月の訪問校（園）	9月25日（金）	10月9日（金）
12月の訪問校（園）	10月26日（月）	11月10日（火）

- 「2（2）訪問形態の内容等」及び「3 学校（園）訪問指導実施に当たっての留意事項」（P20～23）を熟読の上、訪問当日の日程については無理のない計画を立てること。
- 電話による打合せが終了後、最終的に決定した訪問計画を各教育委員会の担当指導主事へ提出するとともに、小・中学校は「Google Classroom」、幼稚園・こども園は電子メールにて東部教育事務所指導班宛提出する。

（6） 事後アンケートの実施と集計及び報告（小・中学校の一般訪問及び伴走支援型訪問のみ）

- 学校訪問指導終了後は、速やかに「学校訪問指導に関するアンケート」【様式6-1】を実施する。
- 「学校訪問指導に関するアンケート」の各学校の集計は、【様式6-2】を使用し、訪問日の一週間後までにExcel形式にて東部教育事務所指導班宛報告する。
- 報告は、小・中学校は「Google Classroom」にて行う（添書不要）。

（7） 報告書の提出

各学校（園）は、訪問終了後、教育委員会に報告書を提出する。なお、報告書の様式、提出期限、提出部数等は各教育委員会の指示によるので確認すること。

（8） 文書による通知

上記（1）から（4）については、東部教育事務所から別に文書で通知する。

（9） 学校（園）訪問指導の訪問前の提出物について ※封入・添書不要

提出物	A訪問	B訪問	C訪問 (3回目)	D訪問 (3回目)	E訪問
【様式5】	○	○	○	○	○
指導案・ワークシート等	○	○	○	○	○
校（園）内研究概要・研究関係資料等	○	○	○	○	○
全体会会場図（座席表等）	○	○	○	○	不要
4校時通覧授業一覧	○	不要	○	○	不要
学校（園）要覧	○	○	1回目に提出	1回目に提出	不要

- 提出期限は訪問日の一週間前とし、その日が休日等の場合は、その前日までの提出とする。
- 提出部数等については下記のとおりとする。
 - （ア） 東部教育事務所へは、訪問する事務所の指導主事の人数+1部（保管用）を持参すること。
 - （イ） 各教育委員会への提出部数は、当該教育委員会の指示によるので提出前に確認のこと。
 - （ウ） 学力向上指導員が訪問する場合は、所属校に本人分1部を直接届けること。その際、事前に所属校に連絡を入れてから届けること。また、指導案には教科書の関連する箇所のコピー等を添付し、特に、訪問校と校種が異なる学力向上指導員の場合には十分配慮すること。

- 教科書以外の資料を使用する場合（例：教科書以外の道徳資料、楽譜等）は、必ず指導案に添付すること。
- 「協働による授業づくりへの取組」について、校内研究関係資料（校内研究の概要）の中に記載すること。また、校内研究の推進状況が分かる資料等を綴じ込むこと。
- 伴走支援型訪問（C・D訪問）における第1・2回の訪問時に必要な提出物については、担当指導主事と事前に確認すること。

学校（園）訪問指導に関する事前から事後の流れ

教育委員会

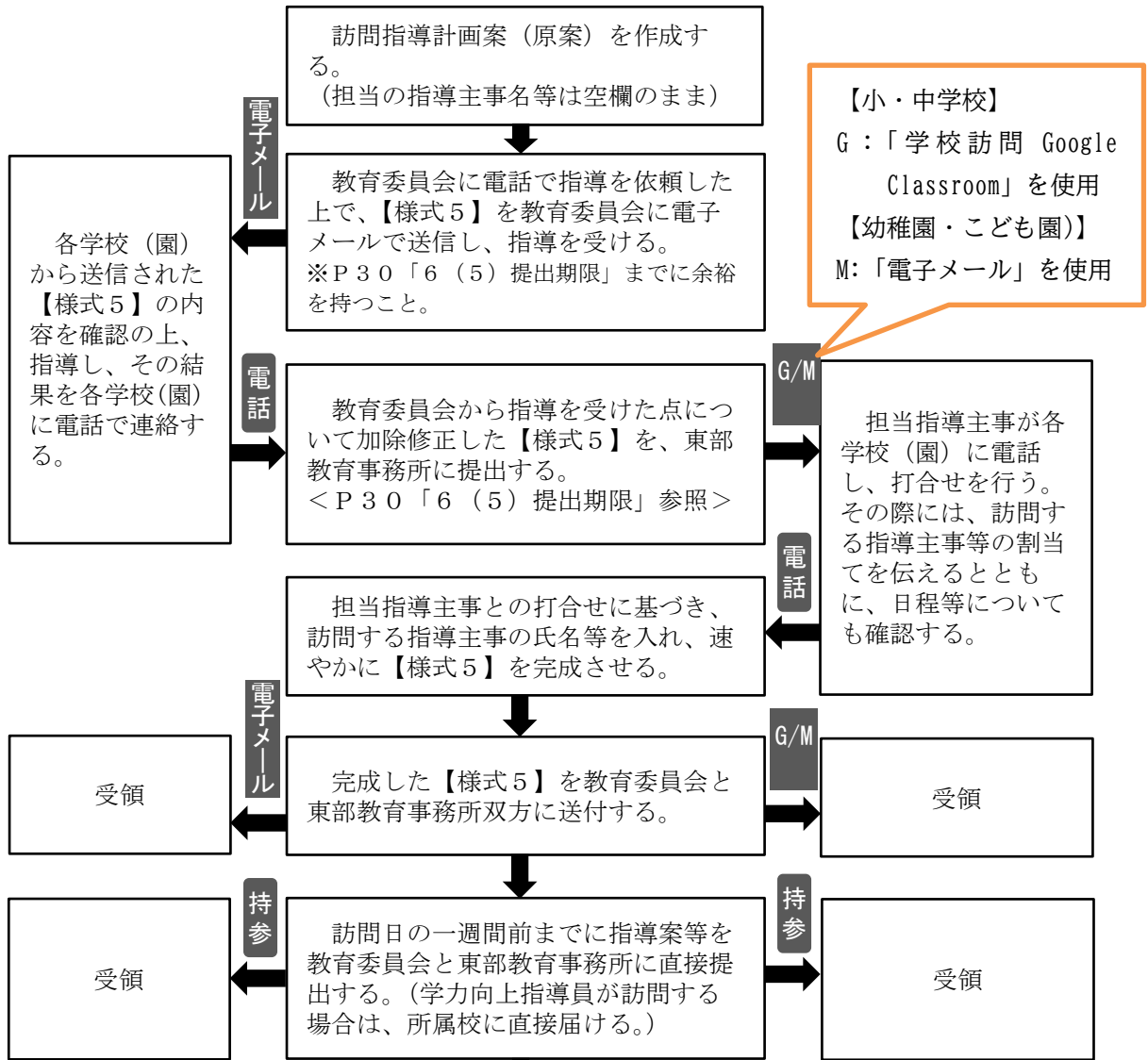
学校・幼稚園・こども園

東部教育事務所

<事前にやりとりする文書>

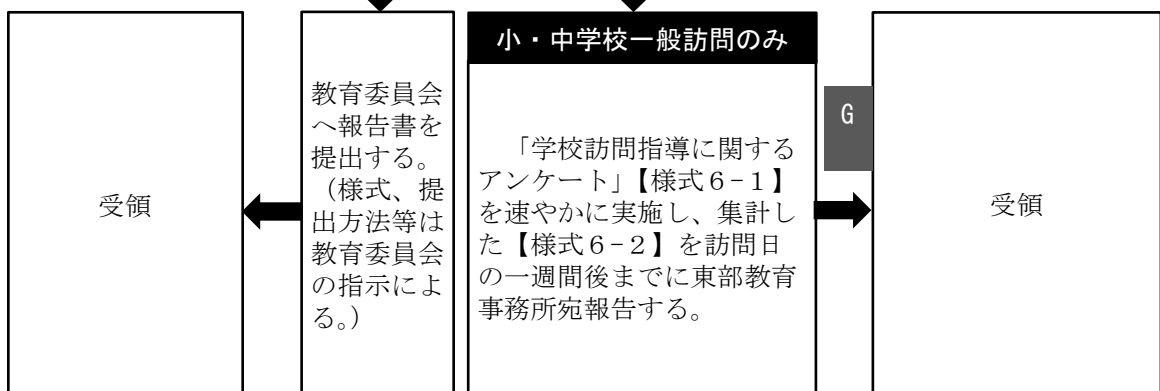
- 学校（園）訪問指導計画案【様式5【A】～【E】】（訪問形態別）

事前



学校（園）訪問指導 当日

事後



【参考資料②】

学校（園）訪問指導に関する事前から事後の流れ【伴走支援型訪問C・D】

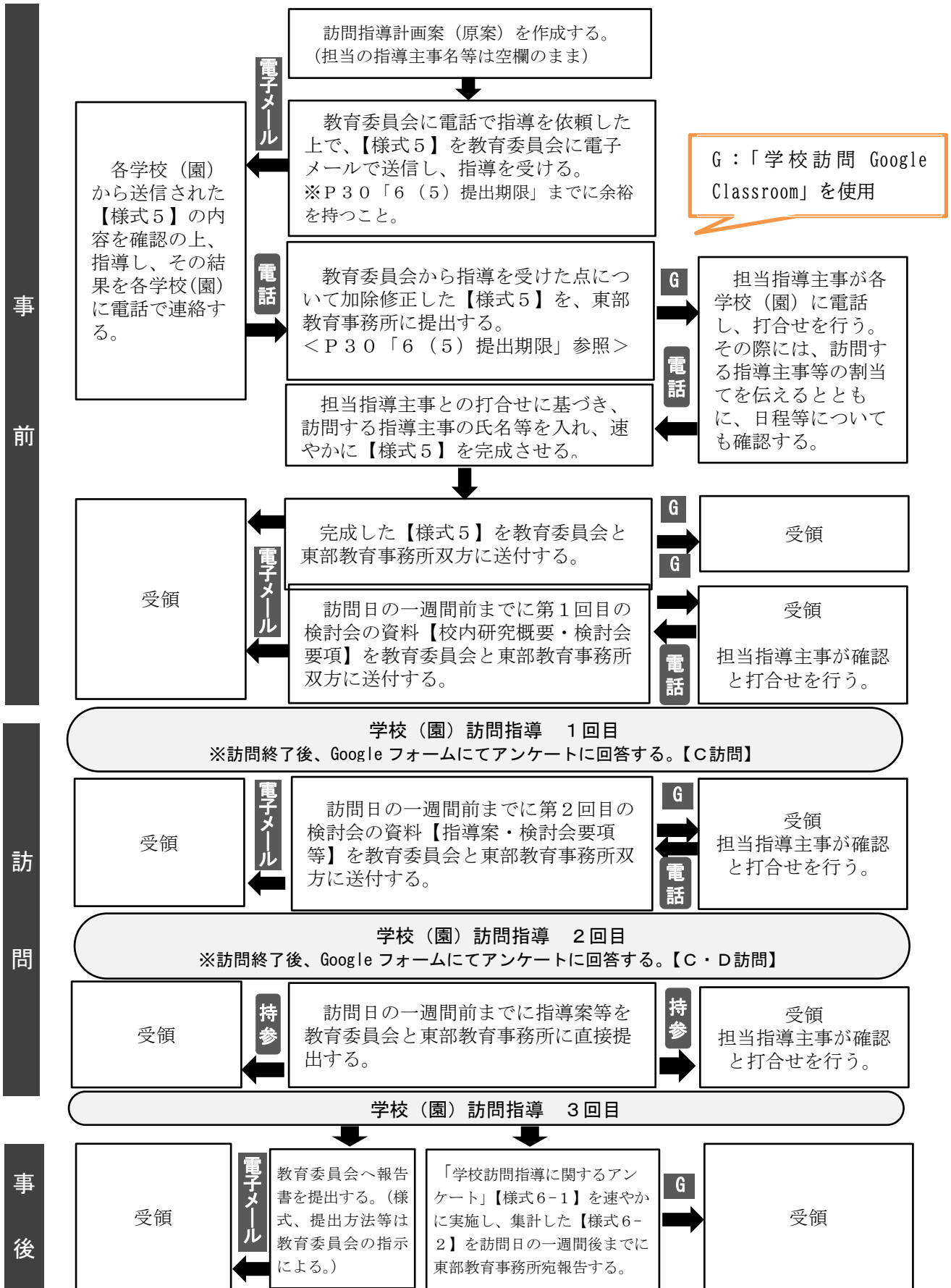
教育委員会

学校

東部教育事務所

<事前にやりとりする文書>

- 学校（園）訪問指導計画案【様式5【C・D】】（訪問形態別）



【参考資料③】

学校（園）訪問指導に関する次年度の訪問日決定の流れ

教育委員会

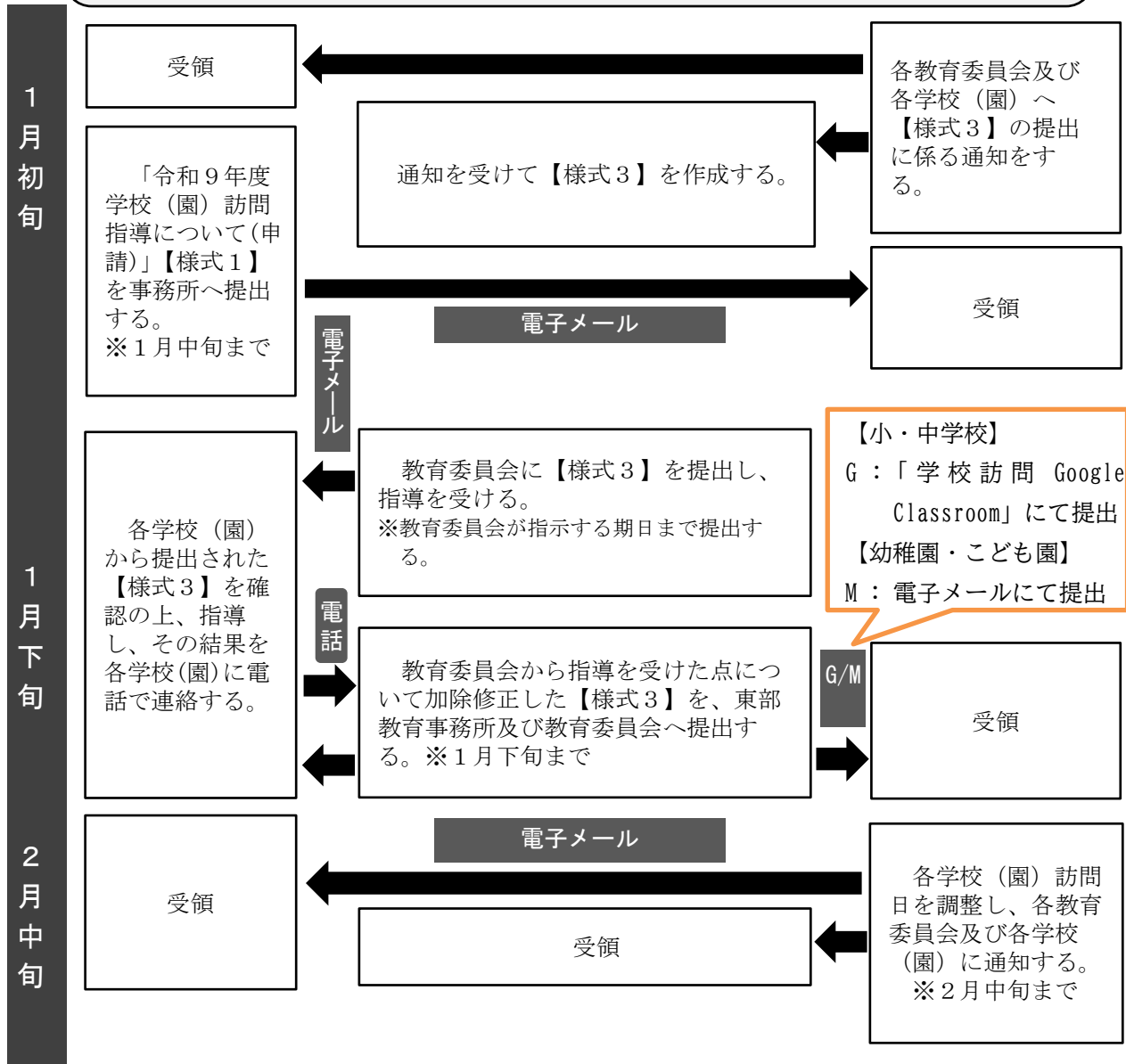
学校・幼稚園・こども園

東部教育事務所

<年度内にやりとりする文書>

○ 学校（園）訪問指導【様式3】

今年度



次年度

